

旧加古川図書館の譲与等に係る事業補助金の概要について

1 補助金の目的

本補助金は、旧加古川図書館（以下、「本施設」という。）へ適切な老朽化対策を行い、利用者の安全を確保するとともに、地域の賑わい創出や住民の福祉向上等、地域活性化を推進することを目的に、本施設を活用して事業を行う者に対して、改修工事等の初期費用の一部を補助するものです。

2 補助金の対象とする本施設の活用方法

地域の賑わい創出や住民の福祉向上等、地域活性化により多くの市民が利益を享受できる活用方法としてください。また、多くの市民・来街者が利用できる機能としてください。

3 補助対象者

本施設の利活用事業者

4 補助対象経費

(1)補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業（本施設を活用する事業）に直接要する経費（※）のうち、次に掲げるものとします。

※消費税及び地方消費税を除いた額

補助対象経費の内容	法令への適合や耐震補強及び外壁補修等の建物の安全性の確保に係る工事、内装整備費、建築設備整備費、周辺環境の整備費及びこれらに係る設計・工事監理費等、自ら施工する場合の原材料費
-----------	---

(2)補助対象とならない経費

- ① 事業に直接関係の無い経費
- ② 交付決定前に発注した経費
- ③ 本事業における資金調達に必要となる利子等
- ④ 国若しくは他の地方公共団体又は本補助金以外の本市の補助金を受けて補助対象行為を行う場合は、当該補助金に係る補助対象経費
- ⑤ 所有権が事業者（申請者）へ譲渡されないリース契約や割賦販売契約にかかる経費
- ⑥ 什器・備品購入費
- ⑦ 自ら施工するなどし、領収書がないなど支出を証明することのできない経費
- ⑧ 事業開始後のランニングコスト（施設維持・老朽化対策や運営費）や、使用貸借期間の延長をした場合の追加費用、使用貸借期間終了に伴う解体撤去費用に要する経費等

5 補助率と補助上限額

(1) 補助率

- ① 法令への適合や耐震補強工事、外壁・躯体補修工事や建築設備の更新（改修歴が浅く、当分の間メンテナンスの必要がないものを除く）など、利用者の安全確保や建物の保全の観点から実施することが適当と市が判断するもの
補助対象経費の10分の10以内（千円未満切り捨て）
- ② その他のもの（内装工事など）
補助対象経費の3分の1以内（千円未満切り捨て）

(2) 補助上限額

200,000 千円（※）

※本補助金については、令和9年度予算の成立を前提としているものであり、予算が成立しなかった場合には、補助金交付事業を実施しない場合があります。また、補助対象の適否及び補助金交付可能額は予算の範囲内で決定するため、希望した補助金額に満たない額となる場合もありますので、ご了承ください。

6 募集から補助金交付までの流れ・スケジュール

